

# くまがや男女共同参画推進プラン年次報告書 (平成 30 年度施策進捗状況) について (概要)

## 1 推進プラン及び年次報告書について

くまがや男女共同参画推進プランは、3つの大きな目標とその課題、課題解決のための施策の方向と具体的な内容及び各施策の関連事業を体系化し、男女共同参画に関する各分野での施策を総合的かつ計画的に推進しようとする基本計画である。

年次報告書は、各課が所管する関連事業について、前年度実施事業の評価と今年度以降の取組課題をまとめ、各施策の適切な進行管理を行うために作成するものである。

## 2 平成 30 年度施策進捗状況について

### (1) 目標 I 「人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり」について

目標 I については、4 本の主要課題に対し 22 施策 92 事業が該当した。「目標を達成」と評価した事業は 9 事業あり、主に「8 男女平等観に基づく教育の充実」や「10 人権教育の推進」に関する施策において良好に進捗しており、教育現場における男女共同参画の意識づくりが進んでいると認められる。

「非常に効果あり」とした事業が 24 事業、「ある程度効果あり」とした事業が 49 事業となっており、各事業とも良好に進捗している。

### (2) 目標 II 「ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり」について

目標 II については、5 本の主要課題に対し 31 施策 144 事業が該当した。「目標を達成」と評価した事業は 15 事業あり、「32 特別支援教育等の充実」や「35 地域子育て支援拠点の充実」に関する施策が良好に進捗しており、地域における子育てに向けたさまざまな施策が充実してきたことがうかがえる。

事業評価について、「非常に効果あり」とした事業が 24 事業、「ある程度効果あり」とした事業が 85 事業となっており、概ね良好に進捗している。

また、「50 審議会等への女性の参画促進」中、「女性人材リストの拡充と活用」にあたり、リスト登載者への確認調査、リスト整備を行っている。より一層のリストの活用と男女共同参画の意識づくりを進めていく必要がある。

「30 女性の再就職や起業等に対する支援の充実」とともに、女性が働くために欠かせない「31 各種保育サービスの充実」についてもある程度効果を上げているが、今後も規模を拡大しての事業継続に取り組んでいく。

### （3）目標Ⅲ「配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり」について

目標Ⅲについては、3本の主要課題に対し9施策35事業が該当した。「目標を達成」と評価した事業は4事業あり、「57DV被害者等に対する相談体制の充実」や「58関係機関とのネットワークの構築」、「59自立に関する支援の充実」に関する施策が良好に進捗しており、被害者及びその子に対する相談・生活支援が関係機関との連携を図りながら適切に実施されていることがわかる。

事業評価について、「非常に効果あり」とした事業が13事業、「ある程度効果あり」とした事業が14事業となっており、全体を通してほぼ良好に進捗しているといえる。

一方、「61関係団体への支援の充実」については、現在のところ市内及び近隣には民間シェルターなど該当する団体や施設がないことにより、未着手である。

## 3 男女共同参画への配慮に関するチェック結果について

男女共同参画に関するチェック項目に基づき、担当課において自己評価を行うことで、各事業を実施するにあたり留意すべき点を明確にしている。

今後も、担当者が具体的に男女共同参画の視点を認識し、性の多様性を尊重しながら、全序的に取り組んでいく必要がある。

### （1）項目1 「事業の対象となる人々及びその現状の男女別把握」

全体の35.8%にあたる97事業で実施したが、広報・啓発活動を中心とした事業では、男女別に把握しにくい面もある。

具体的な内容は、以下のとおりである。

- セミナーや各種講座、研修会等の事業実施にあたり、対象者数、参加者数を男女別に把握した。
- 相談件数や支援実施対象者数を男女別に把握した。

### （2）項目2 「企画、立案、実施への男女共同参画」

全体の53.9%にあたる146事業が実施した。事業の企画・立案にあたっては、概ね男女共同参画の視点を意識しているといえる。

具体的な内容は、以下のとおりである。

- ・ 各事業の実施にあたり、女性職員・男性職員双方の意見を反映させた。
- ・ セミナーや各種講座、地域で実施する事業等において、女性・男性双方の市民が参加した。
- ・ 情報紙の作成にあたり、女性・男性双方の編集員を委嘱した。
- ・ 審議会等の構成委員に女性を積極的に登用した。

#### (3) 項目3 「女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮」

全体の 60.5%にあたる 164 事業が配慮しており、各事業において、様々な工夫が見られる。

具体的な内容は、以下のとおりである。

- ・ セミナーや講座、各種事業の申込をホームページから行えるようにしている。
- ・ 情報紙やガイドライン等の広報物を、いつでも閲覧できるようにホームページに掲載した。
- ・ セミナーや講座等の事業を土曜日又は日曜日に開催し、女性・男性双方が参加しやすいよう配慮した。
- ・ 市民を対象とする事業等を実施する場合、託児サービスを実施するなどの配慮をした。

#### (4) 項目4 「事業の方向性を男女共同参画に配慮」

全体の 62.7%にあたる 170 事業が配慮したとしており、事業内容を検討するにあたり、男女共同参画の視点を意識していることがうかがえる。

具体的な内容は、以下のとおりである。

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消に役立つようなセミナーや講座等、各種事業を実施した。
- ・ 就業の場において、固定的な役割分担意識を見直すための啓発を実施した。
- ・ 女性の起業等に係る支援を実施した。

#### (5) 項目5 「事業の効果への寄与」

全体の 77.1%にあたる 209 事業において効果があったと回答しているが、効果の把握に時間を要するものもあるため、継続して取り組む必要がある。

具体的な内容は、以下のとおりである。

- ・ ワークライフバランスの啓発、固定的な役割分担意識を見直すための啓発等の事業を実施することで、男女を問わず働きやすさについて考えることができた。
- ・ 学校教育において、男女平等についての正しい理解を図ることができた。

#### 4 今後の取組にむけて

推進プランの各関連事業は、おおむね順調に推進されていることが認められる。令和元年度から新プランでの計画年度となる。男女共同参画社会の実現に向けて、効果的な事業実施に努めていかなければならない。